

# 巻頭言



平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震により、日本では多くの尊い命と財産が奪われました。

岩手県においても、沿岸南部を中心に 4,672 人の方が亡くなり、未だ 1,130 人が行方不明となっているなど、沿岸地域を中心に甚大な被害が発生しました。

発災から 1 か月となる平成 23 年 4 月 11 日、岩手県では、大震災津波からの復興に向けて、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針の中では、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保するため、一人ひとりの幸福追求権を保障すること、そして犠牲者の故郷への思いを継承することを、復興に向けての二つの原則と位置付けました。

そして、この基本方針に基づき、平成 23 年 8 月に、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間で全体計画期間とする「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定しました。この復興計画に基づき、県としては、「人命が奪われるような津波被害は今回で終わりにする」との決意のもと、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を復興の目指す姿とし、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興の原則に掲げ、復興を力強く推進しています。

今回の大震災津波では、多くの方々から様々な御支援をいただいています。国内はもとより、海外からも多くの物資や義援金を送っていただいています。また、多くの方々被災地に入り、救助活動や様々な被災者支援に御尽力いただいています。こうした善意と支援は、まさに世界規模のものであり、改めて深く感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月に、仙台市を中心として、世界の防災戦略を議論する「第 3 回国連防災世界会議」が開催されます。岩手県としては、この会議を、復興支援に対する謝意を示すとともに、本県の復興に向けた取組や防災・復興に関する岩手県の先進的事例を世界に発信し、国際社会に対して支援の継続をお願いする重要な機会であると位置付けています。

この提言書には、東日本大震災津波の被災県として、世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波で得られた教訓や、防災・復興に関する岩手県の取組事例及びそれらを踏まえた岩手県からの提言を取りまとめています。

岩手県の取組が、国内外の防災力向上に資することを期待しながら、「未来に追いつく復興」の実現に向けて、「地元の底力」と「様々なつながりの力」を大切に、皆様と一丸となって取り組んでいきたいと思っていますので、御支援と御協力をお願いします。

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県の位置図



## 岩手県の地図

